

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市公園施設設置及び管理に関する条例(平成18年本庄市条例第96号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、本庄市公園施設(以下「公園施設」という。)の管理及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(団体登録)

第2条 定期的に公園施設を団体で利用しようとするもの(以下「登録団体」という。)は、本庄市公園施設団体利用登録申請書(様式第1号)により、本庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に登録を申請し、本庄市公園施設団体利用登録許可書(様式第2号)及び団体登録カード(様式第3号)の交付を受けなければならない。

2 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 登録できる団体は、市内に在住し、又は在勤若しくは在学する者で、10人以上で団体を構成し、当該団体に監督者として成人が2人以上含まれている体育、スポーツ及びレクリエーション団体とする。

4 登録団体が、公園施設を利用しようとするときは、団体登録カードを提示し、次条の手続を経なければならない。

5 第1項の規定は、本庄市若泉運動公園多目的グラウンド及び本庄市若泉運動公園多目的グラウンド夜間照明施設については、適用しない。

(利用の許可)

第3条 条例第7条第1項の規定により公園施設を利用しようとする者は、利用する日が属する月の前々月の7日を経過した日から利用当日までに本庄市公園施設利用許可申請書(様式第4号)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。ただし、前条による登録団体が登録利用日の利用許可申請をする場合は、利用する日が属する月の前々月の1日から本文の様式の例により教育委員会に申請書を提出することができる。

2 前項の規定は、教育委員会が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の申請書を受理しこれを許可したときは、本庄市公園施設利用許可書(様式第5号)を交付するものとする。

(利用の変更)

第4条 前条の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可された事項を変更するときは、速やかに教育委員会に申し出て、変更の許可を受けなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第14条の規定により、使用料を減額し、又は免除できる場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 市の機関が利用する場合 全額免除

(2) 市内の小中学校が主体とした教育活動により利用する場合 全額免除

(3) 本庄市スポーツ少年団が利用する場合 全額免除

(4) 市内の高等学校が主体とした教育活動により利用する場合 半額免除

(5) 本庄市スポーツ協会加盟団体及び本庄市レクリエーション協会加盟団体が利用する場合 半額免除

(6) 社会教育関係団体が利用する場合 半額免除

(7) 登録団体が利用する場合 半額免除

(8) その他教育委員会が特別の理由があると認めた場合 減額又は免除

2 前項各号の規定により、使用料の減額及び免除を受けようとする者は、本庄市公園施設使用料減免申請書(様式第6号)を教育委員会に提出し、その許可を得なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請を受理し、その内容を審査し、適当と認めたときは、本庄市公園施設使用料減免許可書(様式第7号)を交付するものとする。

4 第1項各号に規定する減額及び免除については、入場料を徴収しない場合に限るものとする。ただし、公共団体及び公共的団体については、適用しない。

5 第1項第3号から第7号までの規定は、本庄市若泉運動公園テニスコート第1コート使用料、本庄市若泉運動公園多目的グラウンド使用料及び本庄市若泉運動公園多目的グラウンド夜間照明施設使用料については、適用しない。

(使用料の還付)

第6条 条例第15条ただし書の規定により、既納の使用料の還付を受けようとする者は、利用許可書を添えて本庄市公園施設使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めたときは、本庄市公園施設使用料還付通知書(様式第9号)を交付し既納の使用料の還付を行うものとする。

(利用の条件)

第7条 条例第7条第2項の規定により、利用者は、公園施設の利用に当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設の利用許可書を携行すること。

(2) 車両は、駐車指定場所以外に乗り入れないこと。

(3) 施設に特別な設備をしたり、変更を加えないこと。

(4) 利用時間を厳守し、利用後は速やかに施設より退去すること。

(5) 風紀及び秩序を乱したり、公益を害する行為をしないこと。

(6) 体育館内で喫煙・飲食をしないこと。

(7) 降雨等のため、屋外の公園施設に損傷のおそれがあるときは、利用を中止すること。

(8) 利用後は、原状に復し、清掃を行うこと。

(指定管理者による管理)

第8条 公園施設の管理を条例第19条第1項の規定により指定されたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合は、第3条から第6条までの規定中「市長」又は「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の前日までに、合併前の本庄市公園施設設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年本庄市教育委員会規則第1号)、児玉町庭球場条例施行規則(昭和59年児玉町規則第2号)、児玉総合公園体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成15年児玉町規則第21号)又は児玉町総合運動公園メイングラウンドの設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年児玉町規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
附 則(平成21年4月23日教委規則第5号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。
- 3 前項の場合において、この規則により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。
附 則(平成24年3月28日教委規則第6号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成24年6月29日教委規則第10号)
この規則は、平成24年7月1日から施行する。
附 則(平成26年12月26日教委規則第7号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(施行日前における利用の許可等の特例)
- 2 この規則による改正後の本庄市公園施設設置及び管理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)に規定する利用の許可等に関する手続は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新規則の規定の例により行うことができる。この場合において、当該手続については、施行日において新規則の規定によりなされたものとみなす。
附 則(平成31年2月14日教委規則第6号)
この規則は、平成31年3月1日から施行する。
附 則(令和2年2月27日教委規則第5号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
附 則(令和2年3月25日教委規則第9号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表面)

本庄市公園施設団体利用登録申請書

年 月 日

(あて先)本庄市教育委員会教育長

申請者 住 所
代表者

次のとおり本庄市公園施設の団体利用登録を申請します。

フリガナ 団体の名称						
種 目		人 員		男 人・女 人・計 人		
責 任 者	住 所	(〒 —)				
	氏 名	電 話 番 号 (自 宅)		— —		
	勤 務 先	電 話 番 号 (勤 務 先)		— — (内線)		
利 用 希 望 欄	若 泉 運 動 公 園 施 設	弓道場 第1グラウンド(A・B) 夜間照明(A・B) 第2グラウンド(C・D) テニスコート(第1 A・B・C・D 夜間照明 第2 A・B・C・D) 武道館 1F・2F				
	本 庄 総 合 公 園 施 設	市民球場 多目的グラウンドA・B 体育館(バスケットボール 面・バレーボール 面 バドミントン 面・インディアカ 面・卓球 台・その他 ・多目的室)				
	児 玉 総 合 公 園 施 設	体 育 館(バスケットボール 面・バレーボール 面・バドミントン 面 インディアカ 面・卓球 台・その他)				
	児玉総合運 動公園施設	グラウンド	夜間照明	共 栄 公 園 施 設	テニスコートA・B	夜 間 照 明A・B
	曜 日 及 び 時 間	1 年間を通して利用 [a 毎週 b 毎月第()週のみ] 2 一定期間利用(月～ 月) ()曜日(午前・午後) (午前・午後) : ~ : 1 年間を通して利用 [a 毎週 b 毎月第()週のみ] 2 一定期間利用(月～ 月) ()曜日(午前・午後) (午前・午後) : ~ :				

(注意)・登録できる曜日及び時間は、1団体につき2つまでですが、各施設の利用状況によっては、希望により追加も可能です。
・登録申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに教育委員会スポーツ推進課に届け出てください。

(裏面)

利 用 者 名 簿

団体名：

(◎は責任者)

No.	氏 名	性別	年齢	住 所	勤務場所又は学校名
◎ 1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

【入会希望者の受入れ】

- ・入会希望者がある場合、その希望者を受け入れられるかどうか記入してください。

会 員 募 集	1 いつでも受け入れられる	2 募集期間を設けている()
	3 現在は募集していない	4 その他()
入 会 条 件		

※入会希望者を受け入れられる場合は、責任者の方へ教育委員会スポーツ推進課から連絡先の紹介、練習見学の可否について確認の連絡をいたしますので、御了承ください。

様式第2号(第2条関係)

第 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 様
本 庄 市 教 育 委 員 会
教 育 長 印

本 庄 市 公 園 施 設
団 体 利 用 登 録 許 可 書

次のとおり本庄市公園施設の団体利用登録を許可します。

団体の名称					
種 目					
人 数		男 人 ・ 女 人 ・ 計 人			
責 任 者	住 所	(—)			
	氏 名				
利用期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
利用日時	1	曜日	:	～	:
利用面数	2	曜日	:	～	:
利用施設					
備 考					

(注意) ・ 利用希望団体が増えた場合等、年度途中で変更になることがありますので、御了承ください。
・ 公共機関等が施設を利用する場合は、利用を中止していただきますので、御了承ください。

様式第3号(第2条関係)

(表面)

団体登録カード

年 月 日発行

施設名：

団体名：

責任者：

本庄市教育委員会教育長

印

(裏面)

◎申込みの際は、必ずカードを提示してください。

◎記載事項の変更・紛失・破損等が生じたときは、直ちにスポーツ推進課まで申し出てください。

◎このカードの貸与及び譲渡は、禁止いたします。

電話

様式第 4 号(第 3 条関係)

本庄市公園施設利用許可申請書

年 月 日

(あて先)本庄市教育委員会教育長

(申請者)

利用者番号

利用者名／団体名

住所

電話番号

次のとおり本庄市公園施設を利用したいので申請します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
利用目的	
(行事名称)	
利用日時	
利用責任者	
利用人数	

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	照明設備

使用料	施設使用料	照明使用料
	円	円
	備品使用料	減免額
	円	円
	合計	円

様式第 5 号(第 3 条関係)

本庄市公園施設利用許可書

No. _____
年 月 日

利用者名／団体名 _____ 様

本庄市教育委員会教育長 印

次のとおり本庄市公園施設の利用を許可します。

受付番号		利用者番号	
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時			
利用責任者			
利用人数			

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	照明設備

使用料	施設使用料	照明使用料
	円	円
	備品使用料	減免額
	円	円
	合計	円

様式第 6 号(第 5 条関係)

本庄市公園施設使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)本庄市教育委員会教育長

(申請者)

利用者番号

利用者名／団体名

住所

電話番号

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時	年 月 日 (曜) 時 分 ～ 時 分		
使用料	減免前使用料	減免額	合計
	円	円	円
減免理由			

様式第 7 号(第 5 条関係)

本庄市公園施設使用料減免許可書

年 月 日

利用者名／団体名 様

本庄市教育委員会教育長



次のとおり使用料を減免します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時	年 月 日 (曜) 時 分～ 時 分		
使用料	減免前使用料	減免額	合計
	円	円	円
減免理由			

様式第8号(第6条関係)

本庄市公園施設使用料還付申請書

No. _____
年 月 日

(あて先)本庄市長

申 請 者 団 体 名 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

本庄市公園施設設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により、既納の使用料の還付を受けたいので次のとおり申請します。

利 用 許 可 日		許 可 番 号	第 号
利 用 目 的		利用責任者	
若泉運動公園	テニスコート	第1テニスコート A B C D	第2テニスコート A B C D
	夜 間 照 明	第1グラウンド A B	第1テニスコート A B C D
	武道館及び弓道場	武道館(柔道場・剣道場・空手・その他)	弓 道 場
本庄総合公園	市 民 球 場	市民球場 附帯設備 ①スコアボード ②放送設備 ③会議室 ④夜間照明(全点灯・1/2・1/3)	
	体 育 館 (メインアリーナ・サブアリーナ)	①バスケットボール 面 ②バレーボール 面 ③バドミントン 面 ④インディアカ 面 ⑤卓球 台 ⑥その他() ⑦会議室(A・B) ⑧多目的室	
児玉総合公園	児 玉 総 合 公 園 体 育 館	①バスケットボール 面 ②バレーボール 面 ③バドミントン 面 ④インディアカ 面 ⑤卓球 台 ⑥会議室	
児玉総合運動公園	グ ラ ウ ン ド 夜 間 照 明		
共 栄 公 園	テニスコート A ・ B	夜間照明 A ・ B	
利 用 日 時	施 設	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
	附 帯 設 備	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
還 付 申 請 理 由			
還 付 先	銀行・信用金庫・信用組合・農協 支店		
	口座番号	当・普	フリガナ 口座名義人
還 付 明 細	既 納 使 用 料	還 付 金	
施 設 使 用 料	円	円	
還 付 該 当 理 由	本庄市公園施設設置及び管理に関する条例第15条第 号に該当		
備 考	・現金での還付はいたしませんので、必ず還付先を記入してください。		

様式第9号(第6条関係)

No. _____
年 月 日

団 体 名
氏 名 様

本庄市長 印

本 庄 市 公 園 施 設 使 用 料 還 付 通 知 書

本庄市公園施設設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により、使用料の還付が決定したので通知します。

利 用 許 可 日		許 可 番 号	第 号
利 用 目 的		利用責任者	
若 泉 運 動 公 園	テ ニ ス コ ー ト	第1テニスコート A B C D	第2テニスコート A B C D
	夜 間 照 明	第1グラウンド A B	第1テニスコート A B C D
	武道館及び弓道場	武道館(柔道場・剣道場・空 手・その他)	弓 道 場
本 庄 総 合 公 園	市 民 球 場	市民球場 附帯設備 ①スコアボード ②放送設備 ③会議室 ④夜間照明(全点灯・1/2・1/3)	
	体 育 館 (メインアリーナ・サブアリーナ)	①バスケットボール 面 ②バレーボール 面 ③バドミントン 面 ④インディアカ 面 ⑤卓球 台 ⑥その他() ⑦会議室(A・B) ⑧多目的室	
児 玉 総 合 公 園	児 玉 総 合 公 園 体 育 館	①バスケットボール 面 ②バレーボール 面 ③バドミントン 面 ④インディアカ 面 ⑤卓球 台 ⑥会議室	
		グ ラ ウ ン ド 夜 間 照 明	
共 栄 公 園	テニスコート A ・ B	夜間照明 A ・ B	
利 用 日 時	施 設	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
	附 帯 設 備	年 月 日 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
還 付 申 請 理 由			
指定された口座に 年 月 日()に振込みさせていただきます。			
還 付 明 細	既 納 使 用 料		還 付 金
施 設 使 用 料	円		円
還 付 該 当 理 由	本庄市公園施設設置及び管理に関する条例第15条第 号に該当		
備 考			